

# 迷惑行為は、やめましょう!

## モラル・マナーアップ関連条例



北九州市では、誰もが快適に暮らしていくため、  
「モラル・マナーアップ関連条例」を制定しました。  
みんなで一体となって、迷惑行為をなくし、  
快適で美しく住みやすいまちを目指しましょう。

# モラル・マナーアップ関連条例

「モラルマナーアップ関連条例(基本条例)」に基づき、迷惑行為防止のために自主的に活動を行う地域を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域の方々と市が協力して取り組んでいます。



## 若松南海岸地区



●路上喫煙については、しないように努めることとなっています。

**迷惑行為をなくし、快適で美しく住みやすいまちづくりを進めるため、ご協力をお願いします。**

活動団体 ●若松区第1区自治会 ●若松区第6区自治会